

「新潟市健康経営認定制度」 のお知らせ

「健康経営」とは
従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。

「健康経営®」は特定非営利法人 健康経営研究会の登録商標です。

◎健康経営のメリットは??

医療費という経費の削減だけでなく、従業員のモチベーション向上等による生産性の向上や、企業のイメージアップを通じた人材の確保など、経営面において業績向上につながる事が期待されます。



◎健康経営って何をやるの??

笹岡五郎

各事業所ごとに抱えている「健康課題」に応じた「取り組み」を行うことがポイントです!!

健康経営の取り組み イメージ

課題①
健康診断で「肥満」と
判定された従業員が多い



- ・事業所内に体重計を置いた。
- ・社員食堂のメニューに野菜を多く使ったメニューを加えた。
- ・エレベーターを使わずに、階段を使うよう啓発した。

課題②
喫煙している従業員が
多い



- ・禁煙セミナーを開催した。
- ・禁煙を促すメールを定期的に配信した。



花野古町

「新潟市健康経営認定制度」について

制度の概要

健康経営に取り組む事業所を「新潟市健康経営認定事業所」として認定し、その取り組みを支援します

事業所における健康経営の取り組みについてのPDCAサイクルの実施状況を「経営者（事業所代表者）の理解と関与」、「健康経営の推進」、「取り組みの評価」の観点から評価し、3つの区分で認定します。

- ◎**ブロンズクラス**：経営者が健康経営の概念を理解し、健康経営宣言等で明文化しているもの
- ◎**シルバークラス**：ブロンズクラスの要件を満たし、さらに健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握及び健康課題に即した取り組みを行っているもの
- ◎**ゴールドクラス**：シルバークラスの要件を満たし、さらに健康課題に即した取り組みの結果を評価し、次の取り組みに繋げているもの

※評価の基準等詳しくは新潟市ホームページをご確認ください。

<http://www.city.niigata.lg.jp/iryō/kenko/hokenkenko/ninntaiseido.html>

認定の対象

- 市内事業所（市内に本社・本店、支社・支店、営業所等を有する事業所及び各種団体であること（NPO法人、公益法人等を含む））
- 市税を滞納していないこと
- 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していないこと
- 経営者の他に従業員が1名以上いること

認定の手続き

①「健康経営」に取り組むことを表明（健康経営宣言等）

その他、申請書に記入する事項等は市のホームページを確認してください。

（<http://www.city.niigata.lg.jp/iryu/kenko/hokenkenko/ninnteiseido.html>）

②にいがたヘルスパートナーに登録

にいがたヘルスパートナーとは：新潟市民の健康づくりや「健康経営」等の推進及び健康関連産業の活性化に向け企業・団体と新潟市が連携するネットワークを形成するもの

（詳細は<http://www.city.niigata.lg.jp/iryu/kenko/hokenkenko/herusupa-tona-.html>）

③認定申請（書類の提出期間平成30年7月2日～10月17日）

④認定審査（必要に応じて、電話・訪問等で確認、追加資料の提出をお願いすることがあります。）

⑤認定（平成30年12月）認定期間は平成31年4月1日から3年間です。

（認定期間中に認定区分のグレードアップを目指して再応募することは可能）

認定のメリット

- ◎新潟市健康経営認定マーク・ロゴをホームページ、広報、名刺等で使用できる
- ◎新潟市ホームページ等を通じて、認定事業所を紹介
- ◎認定事業所の中から特に優秀な事業所を表彰
- ◎新潟市より健康づくりに関する情報提供
- ◎従業員の健康づくりに関する健康講座の講師派遣が利用できる
- ◎体組成計等の健康関連機器の貸出を利用できる
- ◎新潟市の各所属が実施するプロポーザル方式による業者選定を行う際に加点し優遇する

★今後、認定のメリットの追加を検討していきます。

応募・問い合わせ

必要書類を期限内に郵送・持参の方法でご提出ください。

応募用紙は新潟市ホームページより、ダウンロードしてください。

（<http://www.city.niigata.lg.jp/iryu/kenko/hokenkenko/ninnteiseido.html>）

提出書類：応募用紙

添付書類（健康経営に取り組むことを明文化していることがわかるもの）

応募期間：平成30年7月2日（月）～10月17日（水）（消印有効）

提出先：〒950-0914

及び 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号（総合保健医療センター2階）

問合せ 新潟市保健衛生部 保健衛生総務課 健康政策室

電話:025-212-8154 FAX:025-246-5672



詳しくは新潟市ホームページでご確認ください。

新潟市健康経営認定制度

検索

「にいがたヘルスパートナー登録制度」 のお知らせ

◎ 「にいがたヘルスパートナー」とは、新潟市と連携して市民の健康づくりを推進することを目的に、健康意識の醸成に向けた啓発、「健康経営」の推進及び健康関連産業の活性化に向けたネットワークです。

◎ 健康経営に取り組まれている市内事業所や関心を持たれた事業所を対象に、登録の募集を開始します。

◎ 「健康経営」とは、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。

「健康経営®」は特定非営利法人 健康経営研究会の登録商標です。

登録の対象

- 市内事業所（市内に本社・本店、支社・支店、営業所等を有する事業所及び各種団体であること（NPO法人、公益法人等を含む））
- 市税を滞納していないこと
- 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していないこと など

登録のメリット

登録無料！

- 新潟市健康経営認定に向けた支援（保健師などの派遣相談）
 - 情報提供（健康経営の推進などの情報をメール等で提供）
 - セミナー等の開催（先進的な取り組み事例の紹介など）
 - 広告掲載（ヘルスパートナーであることの表示）
 - 事業所間マッチング支援
- ★今後、登録のメリットの追加を検討していきます。

笹岡五郎



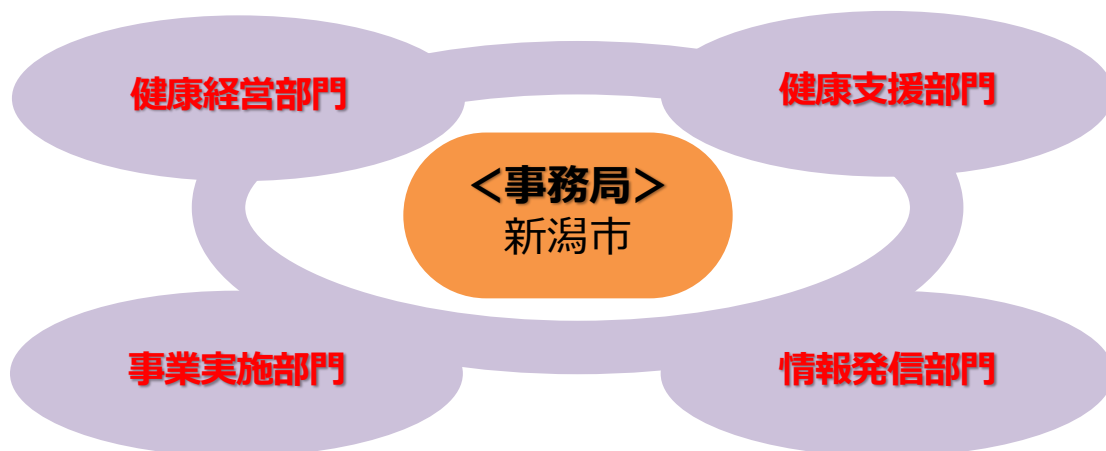
4つの部門

部門	役割	参画企業・団体
健康経営部門	健康経営の実践	広く企業や団体
事業実施部門	健康関連のサービスを企画・提供	保険会社、食品会社、スーパー、コンビニ、飲食店、スポーツクラブ、病院、健診機関など
健康支援部門	健康経営・事業実施部門の活動を支援	医師会、歯科医師会、薬剤師会、経済団体、保険者、各種学校、官公庁など
情報発信部門	情報発信	マスメディア、広告代理店、印刷会社など

◎にいがたヘルスパートナーは、下記の4つの部門に登録していただきますが、1つの事業所・団体が複数のパートナーとして登録していただくことも可能です。

◎「事業実施部門」、「健康支援部門」、「情報発信部門」に登録する際には、健康経営を実践する「健康経営部門」にも登録することをお勧めします。

【イメージ図】



花野古町



取り組みの想定事例

- 共通PRパンフレットを事業実施部門などの顧客に配布。
- 事業実施部門と健康支援部門がコラボした健康づくりイベントを実施
- 減塩食品の開発・販売促進、ヘルシーメニューの提供
- ヘルスパートナー参加事業所従業員へのスポーツクラブ参加割引 など

登録・問い合わせ

必要書類を郵送・持参の方法でご提出ください。

応募用紙は新潟市ホームページより、ダウンロードしてください。

(<http://www.city.niigata.lg.jp/iryu/kenko/hokenkenko/herusupa-tona-.html>)

提出書類：登録申請書

受付期間：随時

提出先：〒950-0914

及び 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号総合保健医療センター2階

問合せ 新潟市保健衛生部 保健衛生総務課 健康政策室

電話:025-212-8154 FAX:025-246-5672



詳しくは新潟市ホームページでご確認ください。

にいがたヘルスパートナー

検索